

甲選管告示第 37 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 3 第 2 項の規定により指定した指定在外選挙投票区を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 18 日

甲賀市選挙管理委員会

委員長 谷 村 定 義

	指定在外選挙投票区	備考
変更前	第 28 投票区	
変更後	第 13 投票区	令和 8 年 6 月 18 日変更